

補助金の

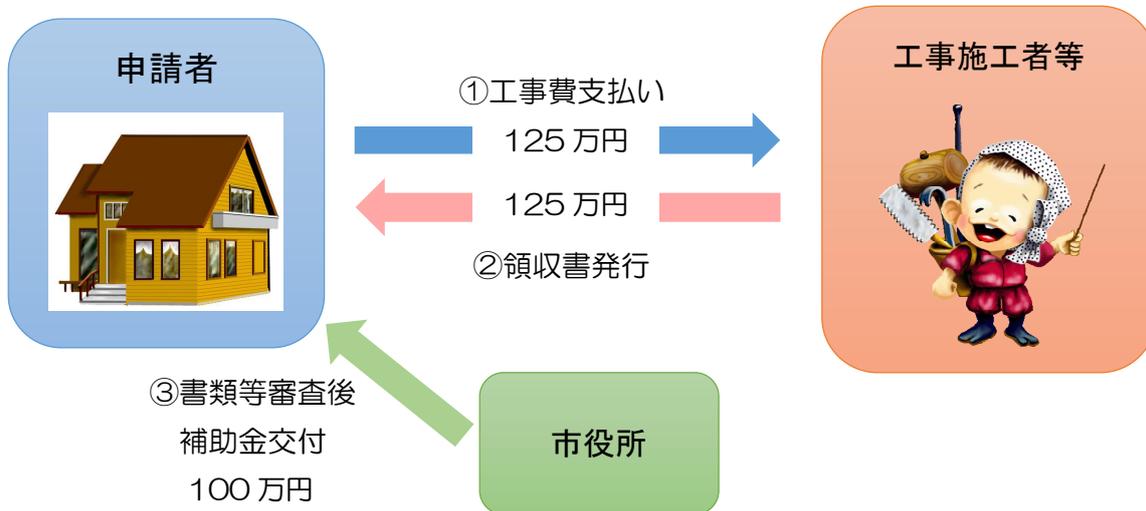
代理受領制度のご案内

補助金の代理受領制度とは、申請者との契約により工事施工者等が申請者の委任を受け、補助金の受領を代理で行うことができる制度です。

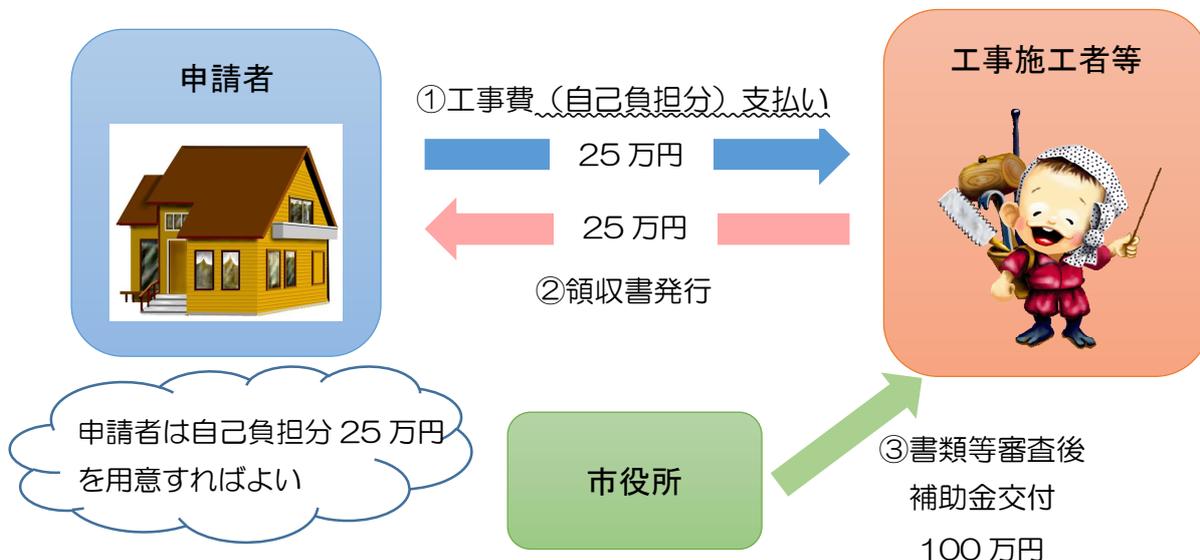
市から直接、工事施工者等へ補助金が支払われることで、申請者は工事費等から補助金を差し引いた額（自己負担分）を用意すればよくなるため、当初の費用負担が軽減されます。

例：工事費用が 125 万円、補助金 100 万円の場合

【通常の流れ】



【代理受領制度】



※代理受領制度の利用に当たっては、裏面の注意事項を必ずご確認ください。

代理受領制度を利用できる補助制度

- 安来市木造住宅耐震化等促進事業補助金
- 安来市老朽危険建築物等除却助成事業補助金
- 安来市ブロック塀等安全確保助成事業補助金
- 安来市要安全確認計画記載建築物耐震化促進事業補助金

代理受領制度の利用にあたっての注意事項

- ✓ 代理受領制度の利用は任意です。
- ✓ 代理受領制度を利用するには、申請者と受任者（工事施工者等）との合意が必要です。制度利用を希望される方は、契約予定の事業者とよく話し合ってください。
- ✓ 代理受領制度を利用できるのは、申請者と契約し、工事等を実施した事業者に限ります。また、複数の事業者と契約し、事業を実施した場合でも、代理受領の委任を受けることができるのはそのうちの一事業者のみです。補助金を分割することはできません。
- ✓ 補助金の請求は、補助事業の実績報告後、補助金額を確定した後になります。工事施工者等が代金（補助金分）を受領できる時期が、契約書で定められた期限を過ぎてしまう場合があります。
- ✓ 自己負担分以上の金額を前金等で事前に工事施工者等へ支払っている場合は制度の利用はできません。
- ✓ 詳しい内容や手続きの方法、様式等は建築住宅課へお問い合わせください。

お問い合わせ 安来市役所建築住宅課

安来市伯太町東母里 580（伯太庁舎）

TEL 0854-23-3325

FAX 0854-23-3381

安来市 代理受領

検索

